

令和7年5月9日
経済産業省

安定供給確保計画の認定取消について

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第9条の規定により認定した蓄電池の安定供給確保計画について、同法第9条第4項の規定に適合しないものとなったと認められることから、同法第11条第2項の規定に基づき、当該認定を取り消しましたので、取消の理由とともに別紙のとおり公表します。

以上

(別紙)

認定を取り消した安定供給確保計画

事業者名	代表者名	供給確保計画 認定番号	取消日	取消の理由
日産自動車 株式会社	イヴァン エスピノーサ	2024蓄電池 第3号-1	令和7年 5月9日	本計画において、予定していた 生産基盤の整備及び生産技術の 導入・開発・改良がなされず、 事業の継続が困難となったため

【認定供給確保計画の概要】

- 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目
新構造車載用蓄電池
- 取組において支援措置の対象とする取組の内容
 - ・取組の種類：生産基盤の整備、生産技術の導入・開発・改良
 - ・供給開始：2028年7月以降、順次供給開始
 - ・生産能力：5GWh/年
- 取組を実施するために必要な資金の額：約 1,533 億円（最大助成額：約 557 億円）
- 希望する支援措置
助成金交付